

事務所からのお知らせ

1. はやべん（早朝勉強会）を開催します！！

日時：平成28年12月3日（土曜日）

午前8：00 ～ 9：30

場所：佐藤寛事務所にて

演題：産業再生のヒント

講師：山堀圭太郎様、竹島寿夫様

（中小企業庁 関東経済産業局 静岡県よろず支援拠点

コーディネーター）

参加費：無料

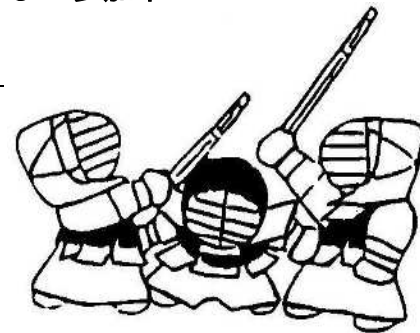
2. 遺言セミナー（平成29年度）も予定しています。

平成29年6月より5回シリーズです。ぜひご参加下さい！！

詳細は佐藤事務所までお問い合わせください！

<http://310-office.net/>

平成28年11月吉日



<事務所案内図>

（実はこの画像、商標登録してるんです！）



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤寛事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409

事務所通信

暑い季節から少し過ごしやすい季節になったと思ったら、もう11月、今年もあと2か月となりました。皆様はいかがお過ごしでしょうか。

さて、先日、新聞で「法定相続情報証明制度」についての記事が出ていました。これは、相続手続の際に不動産や預貯金などがあった場合、本来ならば提出する役所や金融機関ごとに戸籍謄本などを提出しなければならないところ、法務局にて「法定相続情報証明書（仮称）」を発行して貰うことで、役所や金融機関には戸籍謄本などの代わりにその証明書を提出すれば良いという制度のことです。

そこで、今回はこの「法定相続情報証明制度」や先月に改正となった会社の登記に関連することについてご紹介させて頂こうと思います。

ぜひご一読下さい。



1. 法定相続情報証明制度って何？

法定相続情報証明制度（仮称）は、今年の7月に法務省が発表した新しい相続に関する制度のことで、相続に伴う手続を簡易にするために考えられたものです。

本来、相続手続では、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本などの書類一式を、各手続を行う機関（法務局、銀行、保険会社、税務署など）にそれぞれ提出する必要があります。しかし、**新制度では、最初に戸籍謄本などの書類一式を法務局に提出して相続関係の証明書を発行してもらい、それを各機関（銀行、保険会社、税務署など）に提出すれば戸籍謄本の代わりになるとされています。**

実現するためには、法務省がパブリックコメントを経て、規則の改正を行う必要があります、**来年（平成29年）5月の運用開始を目指して動いているようです。**経験された方はお分かりかもしれませんが、相続手続には、何通も戸籍謄本などを取らなければならないこともあります。この制度が実現すれば、相続手続の際には一度戸籍謄本を取って証明をして貰えば、何通も戸籍謄本を取らなくても良いこととなります。現実にはどのような証明書になるのか、どこの法務局でも証明書を発行してくれるのかなど未確定の部分は多いですが、検討が進むにつれてもう少し情報も出て来ると思います。ぜひ今後の動向に注目していきましょう。



2. 会社の登記手続の際に必要な書類が増えました！

平成28年10月1日より、会社に関する登記（商業登記）において、「株主リスト」の添付が必須となりました。ただし、全ての手続に必要なわけではありません。以下のQ & Aをご参照下さい。

Q 1 どんな会社が必要になるの？

A 1 株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社です。

組合、社会福祉法人、学校法人、医療法人などは不要です。

Q 2 どんな場合に必要となるの？

A 2 株主総会の決議を経て、登記手続を行う場合（役員改選、定款変更、増資・減資など）です。

Q 3 「株主リスト」にはどんなことを書けばいいの？

A 3 必要な記載事項は以下のとおりです。

（1）株主の氏名又は名称

（2）住所

（3）株式数（種類株式発行会社は、種類株式の種類及び数）

（4）議決権数

（5）議決権数割合

Q 4 株主の全員を載せなければならないの？

A 4 必ずしも全員とは限りません。以下のどちらか少ない方です。

議決権数上位10名の株主

議決権割合が2/3に達するまでの株主

Q 5 自社株がある場合は記載する必要があるの？

A 5 自社株については、記載する必要がありません。

Q 6 株主の印鑑が必要になるの？

A 6 **株主の印鑑は不要です。株主リストには、会社の印鑑が必要になります。**

いかがでしたでしょうか？

法定相続情報証明制度、株主リストも新しい制度です。ご不明な点や質問がありましたらぜひ事務所までお問合せ下さいね。

